

建設委員会記録

開催日時 平成27年12月10日(木) 13:05~15:28

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

岩田 国夫 委員長
清水 勉 副委員長
池田 慎久 委員
森山 賀文 委員
大国 正博 委員
乾 浩之 委員
太田 敦 委員
国中 憲治 委員
川口 正志 委員

欠席委員 なし

出席理事者 加藤 県土マネジメント部長

金剛 まちづくり推進局長

久保田 水道局長 ほか、関係職員

傍聴者 2名

議 事

(1) 議案の審査について

議第 87号 平成27年度奈良県一般会計補正予算(第3号)
(建設委員会所管分)

議第 88号 奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例
(建設委員会所管分)

議第 89号 奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
(建設委員会所管分)

議第 99号 奈良県立都市公園条例の一部を改正する条例

議第105号 道路整備事業に係る請負契約の締結について

議第106号 道路整備事業に係る請負契約の変更について

議第107号 公共土木施設災害復旧事業及び道路災害関連事業にかかる請

負契約の変更について

議第108号 公共土木施設災害復旧事業にかかる請負契約の変更について

議第109号 地すべり激甚災害対策特別緊急事業にかかる請負契約の変更
について

(2) その他

<会議の経過>

○岩田委員長 ただいまから建設委員会を開会します。

本日の欠席委員はございません。

本日、当委員会に対し、2名の方から傍聴の申し出がありましたので、入室していただきます。

(「はい」と呼ぶ者あり)

なお、この後、傍聴の申し出があれば、さきの方を含め20名を限度に入室していただきますので、ご了承よろしくお願いいたします。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、案件に入ります。

まずは、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりであります。

審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は、正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

それでは、付託議案について……。

○川口(正)委員 付託議案も大事ですけれども、お礼も言わないといけないし、申し上げておきたいこともあります。特別に許してください。

先般、各委員会が県外調査をしました。建設委員会も9名のうち8名が出席して、調査をさせていただきました。よい調査をさせていただいたと思っています。県内調査、県外調査、委員会の調査というのはやはり県政推進に当たり、大変意義のある、大事な、重要な取り組みだと思うのです。そういう意味で各委員会、それぞれ懸命に取り組んでいただいていると思うのです。このたびは、正副委員長にいろいろご苦勞をかけましたし、理事者もご協力ありがとうございます。事務局も早速調査の成果をまとめていただいた、ご苦勞。あえて急いでつくってもらったわけです。なぜこう申し上げるかといいますといろいろな意義が

ある。調査というのは。

池田委員だけ欠席でした。

○池田委員 申しわけありません。

○川口（正）委員 申しわけない、あるなどではない。委員会の調査を軽んじることは、委員会そのものを軽んじていることになるわけです。意義があるわけだから。賛成、反対の異義ではないですよ。議員と理事者が共通の認識に立ちながら、双方が大いにいろいろな意見を交わし合いながら県政を盛り上げると。奈良県の進んでいるところは大いにアピールしたらよろしい。他府県から学ばなければならないこともたくさんあるという意味で県政のために大事なことだと。

しかも、事実かどうか、池田委員はこの県外調査に参加しなかった理由は、どのような申請が出ているかわからないけれど、11月19日に池田コンペをやっていたということです。議会活動を軽んじてもらったら困る。支えていただいた皆さん方へ、あるいは県民に対する池田委員自身のスタンスだということになると思うけれど。それどころではなしに、この建設委員会の値打ちを下げてもらったら困る。しかも、古い議員であろうが新しい議員であろうが、皆権限は同じ、資格は一緒です。けれども、古い者は古い者だけ、それなりの経験がある。君、出てきたばかりだけれど、人以上に勉強して当たり前とちがうのか。一般的にはそう思う。

ここは討論の場ではないけれど、不満だけ申し上げて、後でこれをどう扱うかきちんと対応してください。あえて、大事な問題だから、お礼を申し上げながら私の気持ちを申し上げておきたいと思います。

○岩田委員長 池田委員は、何か話ないですか。

そうしたら、きょうは大事な委員会ですので、この案件に対しては、各派連絡会に報告させていただきます。そういうことで、皆さんよろしいですか。

○国中委員 この委員会中で話し合いすることが一番いいのとちがいますか。本人の意向も後で聞いて。

○岩田委員長 今、国中委員からこういう話もありましたが、きょう大事な委員会ですので、各派連絡会で協議してもらったほうがいいと私は思うのですが、副委員長、どうですか。

○国中委員 これは各派連絡会での問題ではないと思う。もちろん各委員会は大事な重要な委員会ですが、池田委員本人の意向、弁明も言っていないので。この委員会が終わって

からそういうことをしたらいいのと違いますか。

○川口（正）委員 急に申し上げて、議事進行を妨げているかわからないから、国中委員の意見も参酌しながら対応してもらっていいと思います。とにかく私の気持ちだけ申し上げておきたいということです。

○岩田委員長 それでは、先ほども言いましたように重要な委員会ですので、委員会をこのまま続けさせていただきます。今の件に対しては、終わってから話しさせていただきます。先ほど池田委員に何もありませんかと言ったら、何も言っておられないから、それなら各派連絡会のほうがいいと思って言っただけですから、そのことも踏まえて後にしましょう。

それでは、付託議案について、県土マネジメント部長、まちづくり推進局長の順に説明願います。

○加藤県土マネジメント部長 それでは、県土マネジメント部所管分の提出議案について説明します。

まず、補正予算案について説明します。「平成27年12月定例県議会提出予算案の概要」の2ページ、6効率的・効果的な基盤整備です。天理ダム堰堤改良事業の債務負担9,500万円をお願いするものです。天理ダムにおいては、安定的な洪水調整機能を早期に確保する必要がありますので、新たな放流口を設置する事業を進めることとしています。平成30年度の出水期に間に合わせるため、電気設備それから建築物の詳細設計等について早期に着手する必要がありますので、債務負担行為の補正をお願いするものです。

3ページ、債務負担行為補正の追加ですが、同じ天理ダム堰堤改良事業にかかる契約で、ただいまご説明した債務負担行為の再掲となっています。補正予算案は以上です。

次に、条例についてご説明します。

『「12月定例議会条例」説明資料』の5ページ、奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正をする条例です。要旨の2の（1）ですが、地方自治法に基づいて、知事の権限に属する事務の一部を市町村ができるように措置するものです。市町村と調整が整った事務について、その処理をできる市町村を追加するため、所要の改正を行うものですが、2の（1）は、公有地の拡大の推進に関する法律、いわゆる公拡法の関係です。都市計画施設の区域内にある土地を有償で譲渡する場合の届出の受理等の事務は県知事になっていますが、田原本町ができるように追加をするものです。

6ページが現行との比較表です。改正案の22の欄が公有地の拡大の推進に関する法律

の部分になり、記載のとおり田原本町を追加するものです。条例については以上です。

次に、契約の関係についてご説明します。「平成27年度一般会計補正予算案その他」の79ページ、議第105号、道路整備事業にかかる請負契約の締結についてです。契約する工事は、平成29年度の供用に向けて工事を進めている、一般国道169号辻堂バイパスの堂平大橋の上部工工事です。延長376メートル、6径間のPC箱桁橋です。工事名は一般国道168号辻堂バイパス堂平大橋上部工（地域連携道路事業）工事です。工事場所は五條市大塔町堂平、工事期間は契約の日から平成30年2月28日まで、契約金額は15億9,539万3,280円、契約の相手方はピーエス三菱・大日本土木特定建設工事共同企業体です。

80ページの議第106号、道路整備事業にかかる請負契約の変更についてです。2件あります。請負契約名はいずれも一般国道168号地域連携推進事業（国道改築工事）ですが、1は、今年度供用予定の国道168号川津道路の国王トンネルの工事です。2は、同じく今年度供用予定の国道168号辻堂バイパスの閉君トンネルの工事です。いずれの工事も労務単価の上昇に対応するため、記載のとおり契約金額を変更するものです。

81ページの議第107号、公共土木施設災害復旧事業及び道路災害関連事業にかかる請負契約の変更についてです。請負契約名は主要地方道高野天川線橋梁災害復旧事業・道路災害関連事業工事です。この工事は、紀伊半島大水害で被災した天川村南日裏、あしのせののり面対策工事です。崩壊した斜面の掘削工事を進めたところ、不安定な地山が広い範囲で出てまいりました。このため、掘削範囲を広げるとともに、鉄筋挿入口等を追加する必要が生じました。このため、のり面緑化工事など一部工事を別途施工することで工期を短縮し、この災害復旧工事の今年度内完成を図ることとし、あわせて労務単価の上昇に対応するため、記載のとおり契約金額を変更するものです。

82ページの議第108号、公共土木施設災害復旧事業にかかる請負契約の変更についてです。請負契約名は一般県道篠原宇井線道路災害復旧事業工事です。この工事は、紀伊半島大水害で被災した一般県道篠原宇井線、五條市大塔町惣谷の地すべり対策の工事です。今年度内の完成に向け工事を進めています。労務単価の上昇に対応するため、記載のとおり契約金額を変更するものです。

83ページの議第109号、地すべり激甚災害対策特別緊急事業にかかる請負契約の変更についてです。請負契約名は、折立地区地すべり激甚災害対策特別緊急事業工事です。この工事は紀伊半島大水害で被災した十津川村折立の地すべり対策工事です。本年7月の

台風11号の影響により、施工済み箇所の一部が被災をしました。残った盛り土部の健全性の確認と今後引き続き行うアンカー工の施工方法の見直しが必要となり、この検討のため少し時間を要したということで、工事期間の延長が必要となりました。このため、工期末を平成28年1月29日から平成28年3月28日に変更するものです。

県土マネジメント部所管の提出議案は以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○金剛まちづくり推進局長 それでは、まちづくり推進局所轄事業についてご説明します。

まず、補正予算について説明します。「平成27年12月定例県議会提出予算案の概要」の1ページ、1観光の振興、阿倍仲麻呂”遣唐”1300年記念プロジェクト推進事業です。平城宮跡歴史公園の第一次開園に向けて機運を高め、誘客を図るためのキックオフイベントとして、遣唐使派遣の際の出立の儀式などを再現する映像や、音楽によるイベントを開催するものです。適正な事業期間を確保するため、金額欄に記載の債務負担行為をお願いするものです。

2ページ、5景観・環境の保全と創造です。新規事業の県立都市公園ナラ枯れ対策事業です。県立都市公園内で発生したナラ枯れの被害拡大を防止するため、1,990万円の補正をお願いするものです。

3ページ、繰越明許費補正の新規です。平城宮跡の利活用推進事業ですが、土壌調査に伴う関係機関との調整などにより、文化財発掘調査の着手に不測の日時を要し、工程のおくれが生じたことにより、金額欄に記載の繰り越しをお願いするものです。

債務負担行為補正の追加です。阿倍仲麻呂”遣唐”1300年記念プロジェクト推進事業にかかる契約ですが、先ほど説明したとおり、記載の債務負担行為をお願いするものです。

債務負担行為の変更、平城宮跡の利活用推進事業にかかる契約ですが、先ほど説明した工程のおくれに伴い、事業期間を変更する必要が生じたことにより、債務負担行為の期間について、記載のとおり変更をお願いするものです。以上で補正予算案についての説明を終わります。

次に、条例について説明します。

『「12月定例県議会条例」説明資料』の1ページ、議第88号、奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例です。開催実績の乏しい附属機関の見直しに伴い、所要の改正を行うものです。まちづくり推進局所管分としては、要旨の1の(5)奈良県宅地造成審議会を廃止するものです。この審議会は、宅地造成工事規制区域の指定などについて

の審議に関する事務を担当させるものですが、宅地造成工事規制区域の指定については終了しており、開催実績もありませんので廃止するものです。なお、施行期日については、公布の日です。

5 ページの議第 89 号、奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例です。まちづくり推進局の所管としては、要旨の 2 の (2)、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法ですが、これに基づく特定路外駐車場の設置の届出の受理等の事務について、田原本町を追加するものです。

6 ページが、新旧対照表となっています。施行期日は平成 28 年 4 月 1 日です。

8 ページの議第 99 号、奈良県立都市公園条例の一部を改正する条例です。くらし創造部が所管する西奈良県民センターの廃止に伴い、敷地内の運動場について、使用承認を要する大淵池公園の公園施設として追加するため、所要の改正をするものです。改正の詳細については、要旨に記載のとおりです。施行期日は平成 28 年 4 月 1 日です。以上で条例についての説明を終わります。

まちづくり推進局所管の 12 月定例県議会提出議案の説明は以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○岩田委員長 ただいまの説明について、質疑があればご発言をお願いします。

なお、その他の事項については、後ほど質疑を行いますので、ご了承願います。

○清水副委員長 説明いただいた中で、労務単価による変更が数点ありました。そのことについてお尋ねします。支払いに当たって、当然のことですが、下請負あるいは孫請負までの反映がされているのかどうかの状況の報告をお願いします。

○川端県土マネジメント部次長企画管理室長事務取扱 支払いについては、受注者に対しては請求をいただいて支払う形で対応していますが、県との直接の相手方は各受注者ですので、支払いの段階において孫請まで支払っているかどうかは確認していません。

○清水副委員長 支払遅延等防止法や、法律上で定められている項目でもあろうかと思えますので、今後、きちんとした確認行為をやるべきだと思います。契約の中身においても確認するべきではないのかと思いますので、今後検討をしていただけたらと思います。以上よろしく申し上げます。

○岩田委員長 それでは、よろしくお願いたします。

ほかにございませんか。

ほかになれば、これもちまして付託議案についての質疑を終わります。

続いて、付託議案について委員の意見を求めます。ご発言願います。ないですか。

それでは、ただいまより付託を受けました各議案について採決を行います。採決は簡易採決により一括して行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りいたします。

議第87号中・当委員会所管分、議第88号中・当委員会所管分、議第89号中・当委員会所管分、議第99号及び議第105号から議第109号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認めます。

議第87号中・当委員会所管分、議第88号中・当委員会所管分、議第89号中・当委員会所管分、議第99号及び議第105号から議第109号については、原案どおり可決することに決しました。

これをもちまして付託議案の審査を終わります。

次に、その他の事項に入ります。

まず、県土マネジメント部長から大和川流域における総合治水に関する条例の制定ほか3件について、県土マネジメント部次長（交通政策担当）から公共交通基本計画等について、まちづくり推進局長から都市計画変更の決定ほか2件について、水道局長からは県営水道水源の事業再評価について報告を行いたいとの申し出がありますので、県土マネジメント部長、県土マネジメント部次長、まちづくり推進局長、水道局長の順に報告願います。

○加藤県土マネジメント部長 それでは、資料に基づいて説明します。

「報告1 大和川流域における総合治水に関する条例の制定について」ですが、現在、条例制定に向けて取り組みを進めていますけれども、今般、奈良県総合治水対策推進委員会を設置しました。11月17日に第1回の委員会を開催しましたので、報告いたします。

委員は全部で12名です。分野は、治水、農業、森林、水循環、まちづくり、土地利用、法律等、幅広い委員のメンバーになっています。多様な分野から参加をいただいています。

今回は第1回目でキックオフのミーティングですので、これまでの大和川流域における総合治水の取り組み、あるいは流域で起こっている新たな課題、それからそうしたものを受けて課題解決に向けた条例の方向性についてご説明し、ご意見を頂戴しました。

委員からの主な意見にあるように、いろいろご意見をいただきましたので、少しだけ紹

介したいと思います。委員会からいただいた主な意見の中に、議題2とありますが、この中の災害規模の想定で、降雨量の確率あるいはパターンを設定するのか、また、目標とすべき効果ですけれども、こういったものをシミュレーションで評価して、わかりやすく説明する必要があるというご意見もいただきました。また、課題3にあるように、条例についてはデータに裏づけられた立法事実が必要、あるいは、財産権、市町村の自治権の関係をどうするのかといったご指摘、議題4にも通ずると思います。ため池・水田貯留などの維持が課題となるが、どこまで条例で位置づけるのかというご意見を頂戴したところです。

資料2枚目の制定スケジュール（案）ですが、現在、2回目に向けた作業、準備を進めています。来週金曜日、12月18日に第2回目の委員会を開催したいと考えています。これは私の印象ですけれども、第1回目は少し厳しいご意見を頂戴したかと考えています。私権の制限、市町村の自治権という兼ね合いもあります。また、効果や立法事実をわかりやすくデータで示すこと、シミュレーションを行うこと等のご意見いただきましたので、少し時間がかかるのかという印象を持っていますが、丁寧に進めていきたいと思っています。今後、逐次、この委員会で進捗状況をご報告していきたいと考えています。

続いて、「報告2 奈良県砂防指定地等管理条例の改正について」です。

条例の改正に関するものです。砂防法に関する条例の改正になりますけれども、砂防法では国土交通大臣が砂防指定地を指定して、知事が条例に基づいて砂防指定地を管理する仕組みになっています。その条例が奈良県砂防指定地等管理条例になっていますが、今般、これを改正したいというものです。この条例では、砂防指定地が人為的に改変されて土砂等が流出することがないように、土地の改変等については知事の許可を要すると条例で定めています。また、許可のほか、許可の変更の手續、知事が許可をする際に条件をつけることができる権限、監督処分、いわゆる命令を行うことができるという内容です。そういったものが定められています。そして、罰則規定もありますけれども、奈良県の現行の条例では、無許可行為だけが罰則の対象となっています。このため、知事の命令に従わなくても、あるいは許可変更をとらなくても、また条件を守らなくても、県としておきゅうの据えようがないと、一生懸命指導、命令するのだけれども、なかなか従ってもらえない事情がありまして、現在も6件手をやいてる案件があります。そこで、この罰則の対象をこういった行為にも広げていこう、罰金についても現行2万円であるものを50万円に上げていこうということです。具体的には、命令に従わない、変更の手續をとらない、条件を守らない、偽りの申請をした、砂防施設を壊した、無許可で砂防施設を占用した等々の内容

についても罰則の対象に加えて、いよいよというときはこういったものに基づいて告発をできるようにしたいという趣旨の条例改正です。

スケジュールは、12月中旬から1カ月間、パブリックコメントを行ってまいりたいと考えています。パブリックコメントの意見を反映した上で、次の2月議会にこの条例の改正案を上程したいと考えていますので、よろしくお願いします。以上が報告2です。

次に、「報告3 奈良県汚水処理構想の改定について」です。計画の関係になります。この汚水処理構想は、汚水処理の方法、下水道法に基づく下水道、農業集落排水と合併浄化槽と大きく3つに分かれますが、それぞれのエリア分けをしようと、線引きをするのがこの汚水処理構想という計画です。奈良県では平成25年度に策定し、ゴールを平成42年度と定めています。こうした汚水処理構想は、現在全国的に見直そうということになっています。

その背景ですけれども、汚水処理構想の改定に至った背景にあるように、「①社会インフラの老朽化」です。本会議でもご指摘をいろいろいただいたところですが、下水道の施設についても大分普及してきました。全国で9割、奈良県においても約9割普及しています。ストックの蓄積も進んでました。これから維持管理、メンテナンスに移行していかなければならないと。そのためには建設を早く切り上げる必要があるだろう。それが10年が限度だろうということで、今後10年でこの整備を概成しようということになりました。また、「②人口減少の進展」にありますように、将来の収入も減少が見込まれるわけです。下水道の運営管理も効率化を図っていく必要がありますので、そうした観点から長寿命化対策、施設の統廃合、これは県と市のものも含めてですが、そのほか汚泥、もう少しよい言葉を使うとバイオマスという表現もできますけれども、そういったものの活用をしていこうということです。

このため、先ほど申し上げたように奈良県の汚水処理構想を平成25年度に策定し、概成目標を平成42年度としていますけれども、この期間を今後10年ということで5年前倒しをして、平成37年度概成というところで見直していきたいということです。また、それに応じて、これまでの下水道のエリア、合併浄化槽のエリアも必要に応じて見直したいと考えています。このほか、「②効率的な運営管理」にあるように、長寿命化対策を推進、施設の統廃合も考えていく、バイオマスの活用もしていくということで考えています。

今後のスケジュールですけれども、現在、各市町村において、こうした処理エリアの見直しを進めるとともに、今後10年間のアクションプランを検討中です。年が明ければ、

それぞれの市町村においてパブリックコメント等、地域住民のご意見を聞く手続をしています。そうしたものが終わりますと、2月に県へ提出いただいて、県が集約して今年度内に新しい汚水処理構想を策定する手順を進めたいと考えています。

それから、「報告7 土木工事にかかる請負契約の変更について」です。3割を超える変更がある工事をご報告するものです。県土マネジメント部所管については、請負契約名が一般国道168号法面对策工事です。国道168号十津川村桑畑ののり面工事ですが、ことしの7月の台風11号の影響、19日にのり面崩落が起きて、国道が全面通行どめになり、広域迂回をしていただく事態になりました。とにかく急いで交通を確保する必要があり、緊急で行った工事です。7月21日に契約をしましたが、同じこの7月21日、そして7月31日と、契約後2回崩落が拡大をして、のり面の上のほうまで崩れ出し、当初設計よりも2回崩落が大きくなったということです。このため、取り除く不安定な土塊、岩塊が大幅にふえた、あるいはその後に行うコンクリート吹きつけ、モルタル吹きつけの面積が大幅に増加したということです。一日も早く交通を確保する必要がありましたので、別途工事にするわけにはいかないということで、請負金額が431%と大幅にふえたわけですけれども、変更で対応したものです。工事は国から照明車も借り、この照明車からの光が届く範囲は24時間体制で工事を進めました。9月17日までの61日間の通行どめでしたが、9月17日シルバーウィーク前に、片側交互通行で交通開放できたものです。以上です。よろしく申し上げます。

○村上県土マネジメント部次長地域交通課長事務取扱 「報告4 公共交通基本計画と地域公共交通網形成計画について」報告します。

今回は、去る11月26日に議会における政策検討会議でご意見をいただきましたので、その報告をします。

政策検討会議においてご説明したことを申し上げます。まず、公共交通における現状と課題をお示ししました。主に5点について、奈良県を取り巻く現状と課題として取り上げています。1つはご案内のとおり、人口が減少しているということ、2点目はマイカーを前提としたまちづくりのツケという言い方をしていますが、その対応の必要性、3点目は外出率の低下、特に若者や働き盛りの世代の外出率が減ってきている状況、4点目は交通事業者を取り巻く環境の変化として、利用者数が減ってきているということ。その結果も関係しますが、5点目は、行政を取り巻く環境の変化として、財政負担が増加してきているということです。

2 ページに記載のとおり、そのデータを集めています。こういったことで、鉄道、バス、コミュニティーバスなど、個々で対応するには限界があるということで、トータルで見ていく必要性を訴えてきています。

そして、3 ページには、策定を進めている奈良県公共交通基本計画（案）のポイントを示しています。大きく6つの柱を考えています。1つは、公共交通をどう位置づけるかということで、社会インフラとしての公共交通、すなわち諸活動にとって必要不可欠なものとして位置づけています。では交通サービスをどうしていくのかということで、移動ニーズに応じた交通サービスを実現していくことを掲げています。3点目ではどういう手法でやるかということで、県のみならず市町村や交通事業者、県民などとの連携・協働という形で取り組みたいと示しています。こういった交通サービスがいいかということで、従前の鉄道や路線バス、コミュニティーバスに加えて、施設バスやレンタサイクル、さらには自家用の自転車、徒歩等の私的交通と幅広く交通サービスを見据えた上で、駅などの交通結節点、そして目的地などとなるスーパーや市役所などの拠点とも関連づけて移動確保したいということを示しています。5点目ですが、まちづくりや保健、医療、教育、福祉、観光等に係る施策との連携を明らかにしていくということです。6点目は、データに基づいて実証的にやっていきたいということで、計画期間を5年間としたいと考えています。

この6つの柱を基本的な考え方として、4 ページに、総合的かつ計画的に講ずべき主な施策を示しています。大きく分けて2つあります。従前から取り組んでいるものをさらに徹底していくもの、今後どのようにやっていくか等も含めて検討する施策の柱で構成しています。まず、これまでの取り組みをさらに推進していくものとして、後ほどご説明しますが、法律に基づく地域公共交通網形成計画を策定していくということです。そして、今後新たに検討する施策ですけれども、主なものを紹介しますと、議会でもたびたびご指摘いただいている無人化された鉄道駅をどう再活性化していくかを、我々もこういった手法がふさわしいのかという検討も含めて勉強してまいりたいと打ち出しています。

こういった基本計画について、有識者の委員会を立ち上げています。それが5 ページで、去る10月19日に第2回を開催し、主に4点のコメントをいただきました。1つは計画そのものの全体的な印象として、県独自の公共交通の計画を策定する意義について、全国の手本になり得るというお言葉をいただきました。それと、奈良県独自の取り組みとして奈良モデルがありますが、特に県と市町村の連携・協働については、他の都道府県ではなかなか見られない特徴であるということです。それと、公共交通とまちづくりについて、

まずまちづくりを先に考えて、公共交通をどう当てはめるかというやり方のほかに、逆に既存の公共交通を前提にまちづくりを考えたアプローチもあるというご指摘をいただきました。そして、今後の公共交通施策の展開として、交通の特性を踏まえると、人々の諸活動が入ってくるので、その諸活動についての深い分析が必要といったご指摘をいただいています。

6 ページですが、先ほど基本計画の施策の1つで取り上げた、奈良県地域公共交通網形成計画についてです。これについては、法律上、計画に定める事項は主に7項目あります。基本的な方針については、奈良県公共交通基本計画とほぼかぶさる内容ですが、徹底的に違うのは(2)と(4)、具体的には計画の区域を定め、そこでどういった事業を誰がやるのかをはっきりさせなければいけないということです。県としては、どの区域でどういった事業をやるかを、公共交通とまちづくりのデッサンという形で示したいと考えています。

そのイメージが7ページですが、一つの例として、大淀町から吉野町、川上村から上北山村、下北山村にかけて走っている市町村共同のコミュニティーバスですけれども、これを軸として、県は何をするのか、市町村は何をするのか、奈良交通株式会社は何をするのかといったものを定めてまいりたいということです。全部で36路線、60系統を軸に取り組みを考えています。

2つの計画がややこしくなるので、関係を示したものが8ページです。公共交通基本計画は県における公共交通施策を実施するに当たって、この基本計画には基本的な方針と講ずべき施策という2つの柱があります。その講ずべき施策のうちの一つとして地域公共交通網形成計画を位置づけ、他の施策とも連携しながらやっていきたいということです。

今後のスケジュールですが、9ページに記載のとおり、今月中下旬にはパブリックコメントを実施したいと考えています。その後、今月中には政策検討会議で改めてご報告したいと思っています。そして、年明けには、建設委員会でもご報告したいと考えています。その後1月26日に、有識者による基本計画策定委員会を予定しています。最終的には2月議会に公共交通基本計画を上程したいと考えています。以上、報告4です。

○金剛まちづくり推進局長 続いて、まちづくり推進局からご報告します。

『報告5 都市計画変更「(都)西九条佐保線平面道路化・JR関西本線高架化・JR新駅設置他」の決定について』ご報告します。この都市計画については、平成26年12月から手続を行ってきました。平成27年11月27日に都市計画決定の告示を行い、一

連の手續が完了しました。変更内容については、図の上段が変更前、下段が変更後のイメージです。変更前ですが、JR関西本線と京奈和自動車道の（仮称）奈良インターチェンジをまたいでいた八条紀寺線ですけれども、将来交通量の減少を見据えて、必要性を検証したところ、廃止をすることにしました。また、このことによりJR関西本線を高架することが可能になったものです。また、新駅を設置するというので、この地域のまちづくりの核として周辺地域の活性化が図れると考えています。さらに、京奈和自動車道とJRとの交通結節点機能も強化され、利便性の向上が図れるということです。西九条佐保線ですけれども、変更前が約1キロメートルの高架のロングランプでしたが今回の変更に伴い、平面の道路化をすることが可能になったので、沿道を有効に土地利用ができると考えています。

今後の予定ですけれども、国に対しては（仮称）奈良インターチェンジまでの京阪奈自動車道大和北道路の整備について、平成30年代半ばの供用開始を要望しています。西九条佐保線、JR関西本線高架等についても、（仮称）奈良インターチェンジの供用に間に合うように取り組みたいと思っています。この駅周辺のまちづくりについてもしっかり進めていきたいと考えています。以上が報告5です。

続いて、『報告6 平成27年度予算「公共事業の主な事業箇所」の事業費の変更について』の報告です。予算づけの目的や内容、また執行段階での透明性を高めることを目的に、平成26年度の2月補正、平成27年度の当初、平成27年度の6月補正予算の発表のときに、公共事業のうち主な事業箇所として128箇所を県議会で公表しました。今回ですけれども、平成27年10月末時点で、そのうち事業費が3割以上増減したもの、7件についてご報告します。

「1. 用地取得の難航や地元協議などにより事業費を減額するもの」です。街路改良事業、元町畠田線、王寺町畠田4丁目他ですけれども、国道168号から西へ入る都市計画道路ですが、現在狹隘で歩道が未整備のため事業を進めるものです。今年度からの事業着手を予定していましたが、近接する都市公園との調整等、都市計画の変更手續に日数を要しました。そのため、残念ですが今年度中の事業認可が困難となり、減額をするものです。同様に、事業費減額の案件が今のものを含めて4件です。

「2. 国庫補助事業について、交付金等の国庫認証減により、事業費を減額するもの」の報告です。総合都市交通体系調査事業を例に説明します。この事業は、都市内の自動車交通のうち、貨物車交通への対策検討も加えた総合的な都市交通の体系のあり方をフォロ

ーアップすることを目的として、物資、物流調査などを実施するものです。国庫認証減により事業費を減額をして実施するものです。同様に、国庫認証減により減額する案件が記載のとおり3件です。以上で報告6の説明を終わります。

「報告7 土木工事にかかる請負契約の変更について」のうちまちづくり推進局で発注している工事です。防災・安全交付金事業（街路改良）外、第練520-1号外です。都市計画道路大森高畑線、奈良市三条栄町です。工事内容は歩道整備と電線共同溝の整備となっています。この工事は、市街地の中で店舗や集合住宅に面して交通量も大変多く、多くの地下埋設物が複雑にふくそうしている現場でした。警察や近隣の方々との詳細な協議、打ち合わせを行い、交通安全に配慮し、生活環境の確保もしながら、必要な対策を行いました。その結果として、請負契約の変更をするものです。以上で報告7の説明を終わります。

○久保田水道局長 水道局から県営水道の水源に係る事業再評価の結果について報告します。将来の県営水道の水源として、利用しようとして事業参画してきました国営農業用水再編対策事業からの撤退についての報告です。まず、国営農業用水再編対策事業について説明します。

資料に記載のとおり、国営農業用水再編対策事業は、農林水産省が平成13年度から事業を進めている大和平野の農業用水路の改修により、その上流にあるダムに余剰能力が生じるので、その余剰能力を水道水源に転用しようという事業です。事業費総額及び県営水道の負担額は表に記載のとおりです。なお、県営水道負担分には、厚生労働省から2分の1の補助をいただいています。本日のご報告はこのダムの余剰能力を取得しないこと、取得に必要な負担金を支払わないことのご報告です。後ほど詳しくご説明しますが、このダムの持ち分を取得しなくても、現行の県水道局が保有している水源だけで、将来にわたり十分対応できるとの結論に達しました。去る11月30日に開催した奈良県公共事業評価監視委員会に撤退の報告をして、了承を得たところです。今後は、厚生労働省に対してその報告をし、撤退に向けた手続を開始します。

手続の詳細ですが、事業主体である農林水産省に対して、奈良県水道局が持ち分をしないための手続を進めることとなります。一方、これまで水路改修に対して一定の負担をしてきましたので、そのことによりダムの共有持ち分を取得する権利が発生しています。それを担保するための手続をあわせて開始しようと考えています。農林水産省の理解を得ています。手続については以上です。

次に、この水源を確保しなくても本当に大丈夫かという観点と、逆にそもそもこの水源は不要だったのではないかという懸念もあると思いますので、その観点から説明します。

資料2 ページの表に現在の計画上の水源能力を棒グラフで示しています。グラフは日量で記載しており、濃い紫で示しているのは、今回、徹退しようとする水源です。水源計画能力と記載していますが、計算方法は、少し古いのですが1944年当時の流域河川の水量に10年に1回の渇水を想定して計算した数値が合計56万7,000立方メートル、再編分を除くと、53万3,000立方メートルとなります。しかし、このデータはかなり古いので、1944年当時の流域河川の水量を1994年当時の河川流量に置きかえて、さらに10年に1度の渇水を20年に1度に置きかえると、その棒グラフが左に示している棒グラフに圧縮されます。そうすると、室生ダム、津風呂・大迫ダム及び大滝ダムの日量で34万9,000立方メートル、再編分を含めると1日当たり38万3,000立方メートルになります。一方、県営水道の1日当たりの最大取水量ですが、赤の折れ線グラフ、値が大きいのので余りわかりませんが、少し右肩下がりになってきており、最大が平成13年度の33万6,000立方メートルです。平成13年度以降右肩が下がっています。近年はご承知のとおり奈良モデルを推進していますので、今年度から若干上昇に転じますが、それも平成32年度にピークとなり、日量29万5,000立方メートルを記録した後は減少に転じます。したがって、将来的にも現行の能力で対応できるとの結論にいたりしました。

次に、それでは国営農業用水再編対策事業分は必要だったのか、本当は要らなかったのではないかという懸念ですが、国営農業用水再編事業は、繰り返しになりますが、平成13年に参画しました。ご承知のとおり大滝ダムは当初、平成元年供用開始予定でしたが、都合、計4回の供用開始の延期をしている真っ最中です。特に、事業参画を決定した平成10年代は、表の中に赤字で渇水と表記しているとおおり、毎年のように渇水対策本部を設置するありさまでして、確実な水の確保について非常に見通しが立ちにくい状況にあったと推測されます。

これら状況にあって、資料1 ページに本事業への参画の経緯をまとめました。まず、平成13年3月に県営水道は第3次の拡張事業を行うに際して、大滝ダムに加え、本事業、さらに新たに川上ダムを水源とするとしました。しかし、その後、取水量の減少を受け、平成19年に事業再評価を行い、川上ダムは不要であるという判断をしましたが、この再編事業はなお必要との判断をしています。以降、記載しているのは、平成22年に県営水

道“ぷらん2019”を策定、さらに昨年はこのプランの改定を行い、将来にわたる必要水量の精査を行ったところです。このような手続を踏まえて、今回事業再評価を再度行い、撤退とするということで奈良県公共事業評価監視委員会に諮り、了承を得たところです。

経過のご報告は以上のとおりですが、平成13年の事業参画以来、県営水道として、応分の負担をしてきたことは厳然とした事実です。県営水道の参画により、農業用水路の完成という形で、県民に効果が還元されてはいますが、今回の撤退によって、県営水道に直接還元される果実、すなわちダムの共有持ち分をみずから放棄することは、誠に遺憾に存じます。

県営水道は今回の経緯及び結果を教訓として、今後一層健全な経営に努めてまいります。委員各位におかれましては、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○岩田委員長 ただいまの報告、またはその他の事項も含めて質疑があれば発言をお願いいたします。

○池田委員 私から数点にわたって質問します。

まず、奈良県と奈良市で締結していますまちづくりに関する包括協定についてです。ことしの1月23日に県と奈良市がまちづくりに関する包括協定を4地域で締結し、その後、今日まで何回ぐらい、どのような内容の協議を持って進んでいるかについてお尋ねします。

また、あわせて、まず第1のステップとしては基本構想の作成になるかと思えます。この基本構想の作成について、今後の見通しについてもお聞かせください。

○本村地域デザイン推進課長 県と奈良市のまちづくりに関する包括協定についてご質問いただきました。

まず、今日に至るまで、どういった協議をどのくらいやってきたのかですが、連携協定について、これまで県と市、それぞれの中心となる担当課同士でワーキンググループを地区ごとに組成し、協議を進めています。地区の課題や基本となる取り組み項目などの抽出、整理など、計6回の協議を行っています。具体的な中身として、奈良公園周辺地区については、これまで県では奈良公園基本戦略を作成し、さらなる魅力の向上や創出に取り組んできており、一方で市においても、奈良町の活性化などの魅力づくりに取り組んできています。現在、特に猿沢池周辺の三条線、歩行環境の整備などの観光振興を含めたまちづくりを目指して検討を進めています。

それから、八条・大安寺周辺地区です。先ほど、まちづくり推進局長から報告があったように、西九条佐保線、JR関西本線などの都市計画変更のための手続を進めていますが、

その過程の説明会や公聴会などの手続についても市と合同で進めておりました。11月27日をもって、都市計画の決定の告示に至ったところです。今後、市のまちづくり懇話会の議論などをもとに、まちづくり基本構想を策定する方向で話を進めています。それから、大和西大寺駅周辺地区ですが、市の都市区画整理事業、自由通路整備などの事業のほか、先日の代表質問で知事答弁にあった駅の一体化などの抜本的な交通対策など、県と市のそれぞれの検討内容を合わせて、まちづくりの方向性を検討しているところです。それから、平松周辺地区ですけれども、これについても先日の代表質問の知事答弁にあったように、地元の方々とまちづくり協議会や県・市の関係課による跡地活用プロジェクトチームなどで、地域包括ケアの先進的なモデルとなる健康長寿のまちづくりを目指して、議論、検討を進めているところです。こうした各地区の状況ですが、奈良公園周辺地区と近鉄大和西大寺駅周辺地区については、奈良市の12月市議会で、まちづくり基本構想作成検討に係る補正予算を提出されたと伺っています。今後とも基本構想策定に向けて、県と市で継続的に調整を進めたいと思っています。

続いて、今後の見通しです。特に基本構想策定が、次のステップですが、大和西大寺駅周辺地区と奈良公園周辺地区については、市で早急にまちづくり基本構想についての調査に係る業務委託の発注手続を、先ほどの補正予算をとった上で進めていただきたいと思いますと考えており、来年度にかけて基本構想を策定したいと考えています。平松周辺地区については、代表質問で答弁しているとおりに、来年度にはこの地区のまちづくりを具体的にイメージしていただける基本構想を策定したいと考えています。八条・大安寺周辺地区ですが、こちらについても基盤整備に係る都市計画を決定したところで、あわせて市で進めているまちづくり懇話会での議論があります。こういったものを踏まえながら、来年度に基本構想を策定すべく進めたいと考えています。以上です。

○池田委員 いよいよ動き出してきたという感じです。毎回、この委員会で取り上げていきますけれども、まちづくりというのは基本的には市町村、基礎自治体を中心になって行うものです。それに、今回は県が一定のサポート、支援をしよう、協働でまちづくりを進めていこうということです。ご答弁があったように、平成28年度に具体的な基本構想に至る地域が、4地区とも同様にそれぞれ進んでいくと見込まれますので、今後とも県と市としっかりと連携をしながら、協働してよいまちづくりができますように、取り組みをよろしくお願ひしたいと思います。

次に、岩田委員長のご了解をいただき、パネルを使って質問したいと思います。

委員長、こちら使わせていただきます。

○岩田委員長 はい。

○池田委員 そんなに大きくないので見づらいかもしれませんが、お手元に5枚の写真をプリントしたものを、県土マネジメント部長、次長、公共工事契約課長、また、委員にもお配りしています。

まず、奈良市内のならやま研究パークが右手にありますという看板です。2枚目も同じように、奈良市総合福祉センターがこちらですという案内です。3枚目、よく道路にスピードを落とせという看板があります。これも標識の一つです。これは大和郡山市になりますけれども、こちら行けばどこどこ方面に至りますという看板、皆さんも車等で走っておられますのでご存じだと思います。まず、見ていただいたそれぞれの看板についてですが、県土マネジメント部長にお尋ねしますが、これは私は屋外広告物であるという認識を持っていますが、いかがお考えでしょうか。

○加藤県土マネジメント部長 屋外広告物の定義を厳密にどうするか、すぐさまお答えできないのですが、これが屋外広告物がどうかということについては即答できません。

○池田委員 では、公共工事契約課長、いかがですか。

○中川公共工事契約課長 道路法に言う道路標識も、屋外広告物に該当するということは国土交通省公園緑地・景観課から見解をいただいていますけれども、道路法による道路標識の趣旨である、道路交通上の安全のために設置されたものということの規格も決定されているという両面から考えていく必要があるのかと考えています。

○池田委員 まず、しっかりと押さえておきたいのが、公共工事契約課長から答弁のあった、道路標識、交通標識それから先ほどの写真の1枚目、2枚目の施設がこちらにありますという、いわゆる誘導のための標識、看板も全て屋外広告物であるということなのです。

これには屋外広告物法と、奈良県においては奈良県屋外広告物条例が定められています。今お示しした道路標識、交通標識など、いわゆる屋外広告物については、奈良県屋外広告物条例によると、この条例に基づいて届出登録をされている業者が施工するという事になっています。つまりは、届出登録をされていない業者が施工した場合は、違法行為であるということなのですが、県土マネジメント部長、今までのお話を聞いて率直にどのように思われますか。

○加藤県土マネジメント部長 不勉強でそこまで詳細に条例の内容を把握していませんでした。

○池田委員 では、先ほどご答弁いただきましたが、公共工事を現在発注をしている公共工事契約課においてはどのような基準でこのような看板、標識の類については発注をされているのでしょうか。

○中川公共工事契約課長 ご質問にあった道路標識の発注基準について説明します。

現行の発注基準では、建設業許可業種のうち、とび・土工・コンクリート工事の許可があり、道路工事の経営事項審査を受けて、交通安全施設の入札参加資格を有している者となっています。道路標識については、道路法の道路構造物として扱っており、道路標識設置工事に関して屋外広告物の登録を入札参加要件としていないところです。このことについては、近畿地方整備局にも確認をしており、本県と同様の見解をされています。さらに、近畿地方整備局から、改めて先ほど言いました国土交通省都市局公園緑地・景観課に確認をされ、屋外広告物法上の解釈では、道路法に言う道路標識も屋外広告物に該当するということではありますが、先ほども申した道路法に言う道路標識の趣旨は、道路交通上の安全のために設置されたもので、規格も法律で定まっているものです。一方、屋外広告物の趣旨は良好な景観の確保を目的とするものです。この両方の趣旨の違いから考えると、道路標識設置工事の受注者が屋外広告物の登録を受けていなかったことが、直ちに屋外広告物法の趣旨に違反するものではないと考えていると、国土交通省の見解が出されていることを確認しています。奈良県もこれに基づいて発注を進めているところです。近畿各府県においても、奈良県と同様、道路標識設置工事の発注に際して、屋外広告業登録業者であることを入札参加の要件としてはいないことを確認しています。

○池田委員 公共工事契約課長からご答弁をいただきましたが、ホームページから標識等の入札方法、発注基準をプリントアウトして今手元にあります。繰り返しになりますが、入札参加資格については、建設業許可業種のうち、とび・土工・コンクリート工事の許可があり、同工事の経営事項審査を受けて、交通安全施設の入札参加資格を有している者が、入札の参加資格です。発注基準に標識等の定義が書かれており、2つのうちの1つが、道路敷に設置する看板と書かれています。先ほどご答弁があったように、全ての交通標識、道路標識については屋外広告物であることは認識をいただいておりますが、他方で道路法に定める基準、規格、形状があるので、取り扱いとしてはこれとは別に工事を発注しているということです。双方法律があっても確かに道路法で形状、規格、全てが定められており、それに基づいてやっているわけですが、例えば、屋外広告物の条例については、先ほどおっしゃったように景観の問題が一番最重要視されるという趣旨の条例であることには違い

ないわけです。ただ、先ほど申したように、これら全て屋外広告物に当たることになれば当然この法律、条例がかかってこないことはあり得ないと考えています。

そこで、先ほど申した入札の参加資格、この標識等とはに記載の道路敷に設置する看板と書かれているわけですから、とび・土工・コンクリート工事の許可があって、かつ屋外広告物条例に基づく届出登録のある業者と記載すべきではないかと考えていますが、公共工事契約課長どのようにお考えですか。

○中川公共工事契約課長 道路敷に設置する看板のご質問かと思いますが、平成22年5月27日に各発注機関に、公共工事契約課長名で看板設置工事に係る取り扱いを通知し、徹底しています。内容は、道路敷に設置する看板及びその設置工事の発注については、道路利用者の安全対策等の観点から、従来どおり、道路標識の取り扱いに準じて発注するとなっています。すなわち、標識令、または道路法に基づく標識かどうかによって区分されていると。道路標識であれば屋外広告物の登録は必要なしとしていますが、道路標識に当たらないものについては、屋外広告物の登録は必要あるという区分をしているところです。以上です。

○池田委員 では、お配りした資料の2枚目の写真ですが、平城遷都1300年祭のときの四神が描かれたものです。平城京のエリアに入る4方向にそれぞれ立てられて、雰囲気醸し出した看板ですが、公共工事契約課長がおっしゃったようなことであれば、当時屋外広告物の届出登録をされている業者に発注されたのでしょうか。

○中川公共工事契約課長 先ほど言いました平成22年5月27日付で徹底するようという通知以降は、道路標識と道路標識でないものについては区分をしています。

○池田委員 ということは、それ以前に恐らく立てられたと思うのですが、これは屋外広告条例に基づく届出登録をされていない業者に発注をされたということですか。

○中川公共工事契約課長 その案件については、今承知をしていません。

○池田委員 私が調査をして聞いているのは、こちらは屋外広告物条例に基づく届出登録業者に発注をしていなかったと。それを受けて、先ほどご説明の平成22年5月に、公共工事契約課から各発注課に是正がされたと伺っています。

今回も今申したように、同じことが言えるのではないかと考えており、そういう意味ではこちらについても発注基準、入札方法を是正していく必要があるのではないかと考えていますが、公共工事契約課長のご見解はいかがですか。

○中川公共工事契約課長 先ほど申したように、国土交通省の見解として、道路標識がそ

のまま屋外広告物の趣旨に違反するものではないという見解、加えて近畿地方整備局及び近畿地方整備局管内の全ての府県においても奈良県と同様、屋外広告物の登録を入札参加要件としていないところからも、今すぐ変更するなどは考えていません。

○池田委員 県土マネジメント部長、今までの質問を聞いていただいて、公共工事契約課長からは検討に値しないということです。国や国の出先機関がそのような方法を用いているということですが、それに準じて奈良県はやっていると。とりわけ、奈良県はこの屋外広告物の条例、大変厳しく条文が書かれています。それは、つまり、古都奈良である、歴史的遺産も多いということで、とりわけ条例については厳しいものになっていますが、そのあたりについてはいかがでしょうか。また、あわせて屋外広告物の業者については、届出登録する際に、一定のお金を支払って登録をされて業を営んでいると、条例に基づいて仕事をやっておられると、正しく仕事をやっておられるということですが、他方で、今の発注の様式でしたら、条例の趣旨や中身を詳しくご存じないかもしれない業者が、道路法に規定されているの形状、規格等は仕様書等でご理解はいただいているものの、果たして奈良県が屋外広告条例に基づいて定めているルール、規制等に基づいて施工ができるかどうかというのが、いささか心配です。ですから、今回この問題を取り上げているわけですが、県土マネジメント部長のご見解をお聞かせいただきたいと思います。

○加藤県土マネジメント部長 道路標識については、標識令という政令に基づいてデザインなどがされているものですので、にわかに問題が出てくるとは思いませんけれども、県の屋外広告物条例との関係を調べてみて、今の仕組みで問題があるのかなどについては一度点検してみたいと思います。

○池田委員 ぜひ、ご検討いただきたいと思います。

再度公共工事契約課長にお尋ねしたいのですが、今は公共の道路について申し上げましたけれども、県発注の建物、公共施設の外側のサイン、看板、この類についてはいかがですか。つまりは一括発注をされていると思いますけれども、看板、サインについては道路ではなく道路法に基づくものではありませんので、当然のことながら奈良県の屋外広告条例に基づいて届出登録のある業者が施工しなければならないことになると思うのですが、ご認識はいかがでしょうか。

○中川公共工事契約課長 道路法に規定されている道路標識については、先ほどから説明しているところです。そのほかの屋外での看板全体については、会計局の判断にもなりますので、屋外広告物条例との絡みでは私ではお答えできないと思っています。

○岩田委員長 池田委員、まとめる方向で言ってもらえませんか。

○池田委員 では、ご調査いただいて、委員会に向けてご報告をいただきたいと思います。いずれにしても、今申したように奈良県が誇る奈良県の景観、環境をしっかりと守っていくということで、所管部も所管課も違いますけれども、屋外広告物条例に基づいて、ルールを守って看板等を設置していると。それに携わる、業を営む方については、きちんと届出登録をして、もちろんお金もその登録に当たっては必要だということで定められておりますので、払ってやっていると。他方で、登録等がない方が、道路標識、交通標識については、今現在仕事をやっているということです。これはぜひ、県土マネジメント部長もおっしゃっていただいたように、検討していただいて、是正の方向で進めていただくことをお願いし、質問を終わります。

○太田委員 それでは、数点質問させていただきます。

まず最初に、来年度、国に対する要望の中で、京奈和自動車道の大和北道路が出されています。今回、予算要望が出された経緯について、お伺いしたいと思います。

○森本道路政策官道路建設課長事務取扱 京奈和自動車道の大和北道路についてのご質問です。

京奈和自動車道の大和北道路は県境の木津インターチェンジから郡山下ツ道ジャンクションまでの12.4キロメートルの道路です。先ほど、新駅のことで説明がありました南側の（仮称）奈良インターチェンジから郡山下ツ道ジャンクションまでの6.3キロメートルは既に事業化をされており、用地買収が進められているところです。北側の木津インターチェンジから（仮称）奈良インターチェンジまでの6.1キロメートル区間については、京奈和自動車道において、唯一事業化されていない未事業化区間となっています。この未事業化区間の構造ですけれども、地下トンネルが約4.5キロメートルあり、概算事業費が2,250億円と高額で、無料道路として整備した場合、県の負担は565億円かかるという状況です。県としては、京奈和自動車道の（仮称）奈良インターチェンジから五条インターチェンジまで、事業中区間をはじめとして、県の骨格となる幹線道路などを整備するために予算確保に努めています。大和北道路の未事業化区間が事業化されますと、県の財政に大きな負担となることから、国には県の負担を大幅に軽減できるような事業手法を検討し、取り組んでほしいと考えています。そういった事業手法の一つとして、京奈和自動車道の京都府側については、有料道路事業でやられていますので、そういう選択肢も考えられますけれども、有料道路事業についても県の負担を大幅に軽減することが可能

になるような、柔軟な工夫をしてほしいという趣旨の要望です。以上です。

○太田委員 去年までの要望の中では、あくまでもこの区間は参考で出されてきました。2010年の9月議会の知事の答弁の中で、当面新規事業の要望、このトンネルの部分ですけれども、行わないことにしたいと考えているということで、去年までの予算要望の中では出されていなかったのですが、今回、この部分が国に対して提案されています。何がきっかけで今年度から提案されたのか、その理由についてお伺いしたいと思います。

○森本道路政策官道路建設課長事務取扱 先ほど言いました事業費が非常にかさむということで、平成22年にまずは南側の事業中区間の整備をするという趣旨で発言はしています。しかし、その後、東日本大震災のときに高速道路が非常に有効に活躍したということで、引き続き要望していく旨の答弁も知事がしており、県はその未事業化区間に県の負担があまりかからない方法を検討してくださいと折に触れては言っていました。ただ、政府要望にははっきりとは書いていませんでした。そして、いろいろ検討している中で、有料道路事業という手法もあるのではないかとということもあって、県もいろいろ考えてみたのですが、ただ、有料道路事業といいましても現在の有料道路制度の仕組みでは採算性から投資額が限られてくると。ということは、さきほどの2,250億円、全て有料道路事業で今の制度では賄えない部分があると、残りの部分については県の負担が出るということで、もし有料道路事業を使うに当たっても県の負担が極力かからない手法を考えてほしいという趣旨の要望です。

○太田委員 今回のその要望の中で、無料の場合は県の負担が大きいと、また相当な時間が必要だということと、また県負担を軽減するために有料道路の活用が必要だということで、例えば無料の場合は、地下トンネルで県は565億円負担しなければならないということですが、県としては、これが有料道路になった場合は、どのぐらいの負担でおさまるとお考えなのかお伺いしたいと思います。

○森本道路政策官道路建設課長事務取扱 今の制度の有料道路事業で整備した場合に、県の負担がどこまでかかるかというところまでは細かく試算はできていません。ただ、わずか6.1キロメートルですので、通常の延長で言えば500円程度の料金になります。それで計算すると、1割、2割程度しか有料道路の料金収入からは生まれてこないだろうという概算の見当はしていますけれども、事細かくはしていません。

○太田委員 有料道路によって賄うことのできる金額が大体1割、2割というお話でしたので、やはりこれは県の負担が非常に大きな事業になると認識しています。例えば東京都

の外環道ですけれども、有料道路方式が基本で不足分を税金でということだったのですけれども、結果的にはその事業費のうちの75%が税金になっているということです。限られた財政の中で、何を優先的にやっていかなければならないのかが、今厳しく問われているのではないかと考えています。

新規の開発事業も必要な部分はあるかもしれませんが、社会資本の老朽化対策、例えば、きょうも新聞に出ていましたけれども、下北山村の国道のつり橋が老朽化で通行どめと。昭和38年に敷設されたところで、県内にはまだ726箇所が長寿命化修繕計画にリストアップされているということです。事業の中身も住民生活に密着して、社会資本の老朽化対策や維持・更新を重視する方向にシフトするべきだと申し上げておきたいと思えます。

次に、ことしの4月1日から公契約条例がつくられましたが、その効果について伺いたいと思います。

○中川公共工事契約課長 公契約条例の制定に伴う効果、現在の状況についてご説明します。

本県では、適正な労働条件の確保、その他の社会的な価値の実現及び向上を図ることを目的として、委員もお述べのとおり、平成27年4月1日に公契約条例が施行されたところです。これにより、受注者及び全ての下請業者に対して最低賃金や健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険の加入といった法令遵守を求めることとなっています。県発注の工事に当たっては、入札条件にこれらの遵守条項、事項等、特定公契約に係る手続についての項目を追加しています。特定公契約となる予定価格が3億円以上の建設工事については、本年11月末現在で7件発注しており、うち県土マネジメント部発注件数は5件になっています。

特定公契約の受注者に義務づけられている事項について説明します。

1つ目の履行責任者の選任・報告については、先ほど言った5件全ての報告を受けています。2つ目の下請業者の明示及び指導についても、5件全て元請業者から特定公契約であることが示されて、下請業者からは誓約書が提出されていることを確認しています。3つ目の労働者への明示については、同じく5件全てにおいて、当該工事が特定公契約であることを、作業場の見やすいところに掲示をしている旨の報告を受けています。また、4つ目として、賃金支払状況報告書については、5件のうち、工事着手日から3カ月が経過する段階で報告いただくものですが、1件の工事について提出があり、最低賃金や社会保

険の加入について法令が遵守されていることを確認しています。ほかの4件についても、順次この報告書を提出いただき、内容を確認していきたいと考えています。

そのほか、公契約条例の趣旨を踏まえ、法定加入義務のある業者は、社会保険に加入していなければ入札参加資格を得ることができないとしました。

今後、条例の運用については、実施状況も見ながら、当該条例を所管する会計局とも連携の上、公契約の相手方の適切な選定及び公契約の適正な履行の確保に努めたいと考えています。以上です。

○太田委員 公契約条例が制定され、この条例に基づいて、特定公契約に該当する工事については、先ほど工事現場への掲示とお話がありましたけれども、例えば、最低賃金が支払われていることや、健康保険やさまざまな保険に加入させるとともに、労災保険にも加入していることがこの現場に張り出しをされているというお話がありました。

先ほど議案審議の中で、副委員長からも指摘がありましたけれども、労務単価の引き上げがされていると、契約変更の中身で報告がありました。実際に孫請やひ孫請にまで労務単価の引き上げが反映されているのかは極めて重大な問題だと思っています。公契約条例は、公共サービスの質の低下を防ぐということ、県民の安全安心を高めるということ、ワーキングプアをなくして、働く人の賃金を底上げすること、地域の中小企業に仕事が回る仕組みをつくり、地域の経済循環の実現によって奈良県経済が活性化されるということが、本来の目的であると思っています。

先ほども答弁の中で、孫請やひ孫請までなかなか労務単価の引き上げが反映されているかどうかは見届けることができていないということだったのですけれども、何とかこうしたところにまでこの条例が徹底されるようにぜひ進めていただきたいと思います。

3点目の質問は、まちづくり連携協定で、先ほど池田委員からも奈良市のことでありましたが、大和高田市でもこれが結ばれております。具体的に現在どのような話し合いが行われているのかについてお伺いしたいと思います。

○本村地域デザイン推進課長 大和高田市とのまちづくり連携協定の状況でご質問がありました。

大和高田市と4つの地区を対象として包括協定を締結しています。シビックコア周辺地区、近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺地区、近鉄高田市駅周辺地区、常光寺池公園周辺地区の4つの地区です。その中で、大和高田市においては、老朽化した市役所の建てかえなどが課題となっているシビックコア周辺地区を先行して進めたい考えがありまして、市の

9月議会で、基本構想策定費について予算化されました。県からの補助金とあわせて、先月、まちづくり基本構想策定についての調査に係る委託契約が締結されたところです。この地区では、市役所をはじめとしたさまざまな行政機関が集約されており、市立病院もあり、また千本桜の遊歩道もありまして、こういう背景を生かして、行政機関、医療機関などを中心とした市街地の形成や市立病院と連携した地域包括ケアシステムの構築、観光資源を生かした魅力ある憩いの空間の形成をまちづくりのコンセプトとして、県と市が協働して検討していくこととしています。現在、県と市の関係課から成ります検討会議により、基本構想のもとになる基礎データの収集や、今後の進め方等について検討しており、来年度の早い段階で基本構想を策定できるように検討を進めたいと考えています。以上です。

○太田委員 ご答弁があったように、ことしの9月議会で、市でもシビックコアと言われる市役所、市立病院などが存在する地域の基本構想の策定業務委託料が544万円、県でも2分の1を負担されて、その中で議論が進められているということです。この委託の中身ですけれども、もう少し具体的にどういった部分を委託されて予算化しているのか、その部分についてお伺いします。

○本村地域デザイン推進課長 まずは基本構想の策定の調査のための委託業務になりますので、地区の課題の整理や、情報の整理、データの整理といったことから、それをまとめて基本構想として整理をしていくことが、基本的には調査業務の中身になると思っています。以上です。

○太田委員 この事業ですけれども、大和高田市にある資産を結びつけるということ、まちなかを周遊する人たちの導線の確保、まちのさまざまな機能の魅力を引き出す施策、市民の方々も大和高田市のにぎわいを何とかもっともっとつくってほしいということで、基本構想と基本計画の委託で、市民の意見がどこまで反映されるのかという指摘もあるところです。地域住民の方々がまちづくりに対して非常に高い関心を持っていただいて積極的に参加し、住民全体の合意形成でつくられるような形でまちづくり協定が進められていくと。本当にその点では、にぎわいのあるまちづくりにつながっていくという観点でぜひ取り組んでいただきたいと思っています。

協議も進められているということです。報告も聞かせていただきたいと思います。

最後に、松塚に流れている小金打川についてですけれども、現在整備がされています。地元の方から、これにて水害がおさまるのかという意見も聞いています。今後の計画についてお聞かせいただくと、小金打川が合流する曾我川の改修の計画についても教えてい

ただきたいと思います。

○平岡河川政策官河川課長事務取扱 小金打川については、橿原市曲川町地内にある浸水常習地域の浸水被害を軽減するために、大和高田市松塚の曾我川合流点から上流に向けて河道や河床の掘削を行っています。平成25年度までに曾我川合流点の逆流防止樋門工事、近鉄大阪線との横断工事が完成しました。現在、その上流で河道拡幅工事を進めています。用地については、上流の旧高田東高校の正門付近まで買収できています。来年度以降も、この区間については計画的に工事が実施できると思っています。

また、小金打川が合流する曾我川ですが、小金打川との合流点から下流区間の河床を掘削して、小金打川から曾我川へ流水が流れやすくする事業も小金打川の改修の一環として進めています。現在、この区間にある井堰の改修について、その井堰を所管している水利組合との調整、設計等を行っており、小金打川の改修とあわせてこの区間も事業を進めていきたいと思っています。以上です。

○太田委員 曾我川の合流部分についてですけれども、昭和57年には松塚地域全体が水没をして大変な被害が出たということで、雨が降るとこの地域も大変心配をされていると。その後、曾我川の改修、あるいは小金打川が今改修中ではありますけれども、そうした中で、この松塚地域は実際に水害が起こることにはなっていないと聞いています。しかし、近鉄松塚駅の西側に田んぼではあるのですけれども、平成19年に水害が起こったときにその部分が水につかってしまって、その改修で本当に大丈夫なのかといった不安の声も寄せられているということです。曾我川の改修も事業化して、曾我川そのものも河床を引き下げていただいて、小金打川が氾濫しないように取り組みを進めていただいているということです。ぜひそれを早急に進めていただくのと、あともう一つは、大和川流域における総合治水に関する条例の制定ですけれども、この間、この取り組みも進めておられ、とりわけ専門家の方や行政の代表の方々のご意見はこの中で反映されるかと思えますけれども、この浸水常襲地域の中に住む皆さんの声もしっかりと反映して、この条例の制定によって皆さんの意識も高まっていくという取り組みを進めていただきたいと思います。以上です。

○川口（正）委員 県土マネジメント部長から説明のあった砂防指定地について、違反ケースが6件あると聞きました。場所と違反したと言われる業者、わかれば聞きたいと思えます。

それからもう一つ、先般、本会議場でも申し上げたけれども、県は、建築課も住宅課も

精力的に住宅対策をやるという姿勢を知事が述べてくれた。これはうれしいのですが、今の体制で担当技術者ができるのかどうなのか。意気込みはありがたい、実際が伴うのかだけ特に尋ねておきたい。

加えて申し上げますけれども、どのセクションでも、土木、商工関係、あるいは農林、観光、文化、スポーツなどいろいろな行政にかかわって協力をしていただく、連携プレーをとってもら関係機関、団体があろうと思う。その関係機関、団体とのかかわり合いがどうなっているかということです。私は、経済関係の組織をつくって県との連携をとっておりますけれど、私達は、県、国、もちろん市町村に対して、いろいろ法にかかわって改善、運営をしてもらいたい、そういう要望がある。活気をつくるためにいろいろやりますが、その前に言うわけですが、モラル、自分のモラルを守らないで、人に注文をしているいろいろ願います、これを頼むと言っても、自分のモラルがどうなのかと。

関連団体、特に建設業関係では建設業協会がある、私どもの関係の建設部会もあります。そういう人たちにも申し上げますがとにかくモラルが大事、モラルが。そういう意味で展開をしていますが、いずれにしても、関係団体との協力体系がうまくいかなければ、効率、効果はなかなか上がらない。土木建築の関係では、建設業協会もありますし、その中には土木関係、建築関係、あるいは測量の関係もあると。そういう意味も含めて、関係関連団体とのかかわり合いがうまくいっているのかどうなのか、うまくいっていないとするならば、積極的に県は乗り出さないといけないし、うまくいっているなら、それをさらに発揚して広めていかないといけない。こう思いますので気にかかっている内容としてあえて申し上げます。一々答える必要はないと思いますけれど、県土マネジメント部長がおっしゃった、先ほどの違反ケースが6件あるという件、今出せなければいいです、出せるなら出してください。気になっている内容として申し上げます。

○岩田委員長 今、わかりますか。わからなかったら、後で報告してくれませんか。

○加藤県土マネジメント部長 私がご説明した奈良県の砂防指定地等管理条例で手をやっている案件が6件あると申し上げたことについてのお尋ねだったと思います。

場所だけでこの場はお許してください。奈良市内の案件が2件です。それから、生駒市内の案件が3件あり、平群町の案件が1件あります。そういうところで少し手をやいている案件があるということです。

○川口（正）委員 また後で詳しく教えてください。

○岩田委員長 後で詳しく報告、資料をお願いします。

○加藤県土マネジメント部長 あと、条例制定後、今の職員体制で条例を運営していけるのかというお尋ねであったと思いますけれども、なかなか業者の指導等手間のかかる業務ですけれども、まずは、今の体制で努力をしてまいりたいと考えて……。

○川口（正）委員 私が言うのは、言葉だけで満足させるなどということです。

○加藤県土マネジメント部長 関係部局とも協力してしっかり取り組んでいきたいと思えます。

○大国委員 1点目が県営住宅についての質問です。前回は質問しましたが、県営住宅の老朽化に伴い、入居されている方々、あるいは周辺の方々からさまざまに環境改善、住居環境を改善してもらいたいという要望がたくさん寄せられています。この状況の中で、前回は、広島県の特別会計を用いた取り組みを少し触れさせていただいたところです。要は、維持管理の財源をどう捻出していくか、またこれから建てかえなどとなりますと、大変大きな予算が伴いますけれども、それは今回横に置いておいて、この入居者の住居環境を改善するためにどうしたらいいのかという観点です。いろいろ調べてみますと、県営住宅は約8,200戸あると聞いていますけれども、その中では空き家が結構多い状況があるようです。もちろん、耐用年数を超過した団地で、新規募集を停止されているところがあることは十分承知をしていますけれども、耐用年数が残っている団地でも空き家が多いということです。この解消をすることによって家賃収入等も当然入ってくると思います。今後、空き家を減らしていくための取り組みをしっかりと進めていくことが必要だと思いますけれども、そのことについてのお考えをお聞きしたいと思います。

2つ目は、本会議と少し関連した質問になるかもわかりませんが、道路等の維持管理が重要だという質問をしました。きょうは少し観点を改めて、特に道路照明を考えたいと思っています。県庁舎も数年かかってLED化になりました。随分年数がかかりましたけれども、その財源、年間のランニングコスト、CO₂の削減、さまざまに奈良県が県民に示す節電のスタイルとして大きくアピールをしている案件もあります。

こういったLED照明を道路等の照明にしっかりと使っていく必要があるのではないかと考えています。今、この器具への実装技術、放熱設計技術の進展、今後も消費電力の低下や普及促進による価格低下が進むだろうと言われています。また、これからLEDの優位性が非常に高くなるのではないかととも言われています。

阪神・淡路大震災以降、日本も地震国として東日本大震災で、この消費電力という問題があり、社会的な要請になっていますが、化石燃料の価格動向、再生可能エネルギーの導

入などによる電気料金の上昇も一方では考えていかななくてはならないと思います。消費電力を押さえる意味でもLEDは非常に有効だと思いますし、また、さまざまな実験の中で、インシヤルコストは従来のものがわずかに優位ですけれども、ランニングコスト、あるいはライフサイクルコストと言われている、いわゆる予算的にも経費的にも非常に有利であるという結果も出ています。本年4月には、国土交通省から、LED道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）の改訂が示されています。

そこで、奈良県内のトンネルや道路等における照明のLED化を進める必要があると思いますけれども、そのお考えについてお尋ねしたいと思います。

○大島住宅課長 県営住宅の空き家についてのご質問をいただきました。

県営住宅については、ご指摘のとおり、約8,200戸のうち、約2割の1,300戸が既に耐用年数を経過した簡易平屋建てや2階建てのストックとなっています。こうした団地では新規の入居者募集を停止しているところです。

一方で、ご指摘のとおり、高齢化の進展を背景として、耐用年数が残る中層耐火造の団地においても、例えばエレベーターや浴槽が設置されていないなどの理由によって、高層階の住居を中心に約1割ですけれども、空き家が生じているのは事実です。また、新規の入居者募集においても、エレベーターのある住戸の応募倍率は高いのに比べて、エレベーターのない3階以上の住戸の募集となりますと、応募倍率が低くなるという現状です。そういったことも踏まえて、県としては、まず県営住宅に入居されている方々の居住環境の改善を図ることが重要だと思っており、それを進めるとともに、耐用年数を超過した団地からの住みかえ、あるいは新規の入居を図るためにも、エレベーターの設置、浴槽の設置の検討を進めていくことが必要であると考えています。

エレベーターや浴槽の設置については、設置スペースの有無、設置の方法などの技術的な検討に加えて、残りの耐用年数との関係で費用対効果が得られるかどうかなどの検討が必要となります。こうした検討も含めて、今年度に県営住宅の居住環境の確保方策についての調査検討を行うことにしています。来年度はその結果も踏まえて県営住宅の長寿命化計画を改定する予定でして、それに基づき計画的に推進をしていきたいと思っています。

県営住宅の空き家については、本来の入居対象である住宅困窮者の入居を阻害しない範囲で、被災者や離職者、留学生向けの一時的な住居としての活用なども進めてまいりました。引き続き、セーフティーネットとしての役割が果たせるように、有効活用にも配慮しつつ進めていきたいと考えています。以上です。

○高木道路管理課長 道路照明のLED化の取り組み状況についてお尋ねがありました。

委員がお述べのとおり、基本的には道路施設の照明についてもLED化を進めるべきと考えているところです。これまで、一部のトンネル照明や道路照明について試験的にLED化を行っていますが、トンネル照明については、年間の維持管理費用はもちろん、初期投資費用も従来のナトリウム灯より安価になっていますので、現在新しく掘っているトンネルについてはLED照明を採用することとしています。また、トンネル照明の更新については、昨年度までに実施した点検結果、今年度実施する輝度調査の結果をもとに、今年度中に更新計画を策定し、LED化を計画的に実施したいと考えています。

また、道路の照明については、依然として初期コストが高く、ライフサイクルコストについても効果が出にくかったのですが、近年、近畿管内をはじめ、リース方式を積極的に導入している先進府県もあるようですので、こうした府県の聞き取りを含めて、リース方式によるLED化についても研究するなど、積極的に検討したいと考えています。以上です。

○大国委員 県営住宅については、さまざまな取り組みが必要だと思います。住宅課長から説明をいただいたように、やはりエレベーターがついていないと困るという声も当然ありますし、できるだけ下の階に入りたいという要望もたくさんあります。バリアフリー化も大事な話になってきますので、よく検討していただいて、まずは空き家をどう減らしていくかという取り組みをしっかりと進めていただきますようお願いしたいと思います。

それから、LEDの道路、トンネル照明の件ですけれども、今、道路管理課長がおっしゃったように、効果が非常に高くなって、年々コストも下がってきていることもありますので、今、計画的にというお話でしたが、奈良県内の街路灯、道路照明、トンネルの照明など、何基あって、かえるとどのぐらいの効果があるのかというのは、示していく必要があるのかと。現時点ではそういう数字はあるのでしょうか。

○高木道路管理課長 現段階で、そういう金額的なものを試算している状況ではありませんけれども、ただいま検討している業務の中で算出していきたいと考えています。

○大国委員 わかりましたらぜひとも教えていただきたいと思います。LED化することによって、今申し上げたように、消費電力が少なくなる、初期費用も随分安くなってきてライフコストが少なくできるということもあるのですけれども、一方では、トンネル照明をかえるとなりますと、当然車線規制や、一旦はとめなくてはならないという事態も起こってくる可能性もあります。そういった経済効果も含めて考えると、交換時期、長寿命で

あるこのLED化というのは非常に有効であると思いますので、ぜひともそういった観点も含めて、一度調査をしていただければと思いますので、要望にとどめておきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○清水副委員長 なら維新の会の松尾議員より代表質問があった中で、災害復旧工事についてのご答弁がありました。その内容について詳しくご説明をいただきたいと思います。

まず1点目、今回4カ所の工事現場で工事中の護岸が被災をしたと。担当者の皆さんも悔しい思いをされていることかと思えます。せっかくつくったものが改めてまた災害で流されてしまう。こんなことが二度とあってはならないという思いで、今いろいろな対策をとっておられると思っているのですが、せんだっての県土マネジメント部長の答弁の中で、追加が必要な工事については早期に発注し、来年度の出水期までに十分な工期を確保すると。また、事務所と県庁が連携して、日々工事の進捗管理を行う、一部の護岸の大型ブロック化、根固めブロックの大型化等々についてご答弁をいただいています。その中で、過去10年における水位と被災地の水位、流量の関係についてはお述べがありませんでした。そして被災箇所現状を把握した中で、現況断面を上回るようなものも今後は、現場状況に応じては臨機応変に変更を加えられるという理解でいいのかの2点についてまずはお伺いしたいと思います。

○平岡河川政策官河川課長事務取扱 まず1点目ですが、10年に2番目の水位と今回の被災水位がどうであったかということで、熊野川で4カ所、再度災害が起きました。まず、五條市大塔町宇井では、想定していた水位よりも、今回の被災水位が約10センチ低かったです。2番目が、十津川村宇宮原では、本年7月の被災水位のほうが50センチ低かったです。十津川村上野地では30センチ低かったということです。十津川村七色は、南の端で二津野ダムの直下流です。昭和37年の竣工以降、年最大の放流量をずっとためています。ことしの7月の雨は、過去3番目というぐらい、かなり南部は降っていたように水位も上がっていました。その水位は、県が想定していた水位よりも1メートル30センチほど高くなって護岸を越えていた状況です。

次に各箇所、いろいろ原因があつてどのようにするのかということですが、五條市大塔町宇井は、被災原因が河床洗掘でした。当初はその洗掘した箇所に計画はなかったのですが、今回、根固めブロックを100メートル以上にわたり設置することとしています。

次、十津川村宇宮原ですが、ここは地権者の了解が得られずに、工事用進入路がつかれなく、結局、応急対策しかできなかったため工事ができなかったのですが、今の時点で別

のルートで工事用進入路を確保しています。

十津川村上野地は、ここも河床洗掘がありました。その箇所根固めブロックを、もともと2トンのものを6トンに変更するというのと、護岸も通常のブロックから大型ブロックに変更しています。それで全体としての耐力を強化しています。

十津川七色については、先ほど言いましたように、かなり護岸を越えてしまったということもありました。今回は、ことしの水位にもこの箇所については耐えられるように、次期出水期までに早期発注して、進捗管理の評価を図りたいと考えています。以上です。

○清水副委員長 特に災害復旧の工事現場で、同じように被災して何度も同じ工事をしてしまうことになると、地域の住民や、県民感情等々悪影響を与えかねませんので、慎重に対応をお願いしたいと思います。

今回、ほかの会派の議員から一般質問等において、流域下水道施設の被災について、予防保全の観点で施設の更新計画を進めるというご答弁もありましたし、橋りょうの長寿命化についても予防保全を検討していくというご答弁がありました。河川も道路も当然のことながら予防保全をするための日常管理が非常に大切だと思います。

実は、私きょう、天理から国道169号で県庁に参りました。以前は街路のガッター付近、非常に草木が繁茂していたり、砂が堆積していたりなどという姿が見受けられたのですが、きょう走ってみますと、景色が違ったのです。非常にきれいになっていました。やはり日常管理というのは非常に大切だと思います。日常管理を繰り返しやっていただいて、業者からいろいろな情報を取得していただいて、予防保全に充てることは非常に大切だと思いますので、今後、GIS、それぞれ道路の地図情報や、各市町村からも占用台帳等を地図情報に織り込んでおられるわけですから、定期的な情報を県も、市町村と同時に把握をしていただき、道路、河川についても、予防保全の観点から再度計画的な維持管理に努めていただきたいと思います。以上、要望しておきます。

○岩田委員長 ほかにございませんか。

ほかになれば、これもちまして質疑を終わります。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

なお、2月定例会に提出予定の奈良県公共交通基本計画の事前審査のため、当委員会を1月14日の木曜日、午後1時から開催させていただきますので、よろしくお願ひします。

これをもって、本日の委員会を終わります。